

米子市バリアフリー基本構想(未定稿)



米 子 市

目 次

1. 米子市バリアフリー基本構想について.....	1
1.1. 米子市交通バリアフリー基本構想改定の背景.....	1
1.2. バリアフリー法の概要.....	2
1.3. 基本構想の位置付け.....	3
1.4. 計画期間.....	4
2. 米子市の概況.....	6
2.1. 現況整理.....	6
2.2. これまでの取組.....	7
3. 高齢者、障がい者などの意見.....	11
3.1. ヒアリング調査等の実施.....	11
3.2. ヒアリング結果の概要.....	12
4. バリアフリー推進にあたっての基本理念、基本方針.....	13
4.1. 基本理念.....	13
4.2. 基本方針.....	13
5. 重点整備地区の区域及び生活関連経路の設定.....	15
5.1. 重点整備地区の要件.....	15
5.2. 重点整備地区の区域設定.....	16
5.3. 生活関連施設の要件.....	16
5.4. 生活関連施設の設定.....	16
5.5. 生活関連経路の要件と選定の考え方.....	17
5.6. 生活関連経路の選定.....	17
6. 特定事業計画.....	21
6.1. 基本的な考え方.....	21
6.2. 事業の内容.....	24
7. ソフト面での取組.....	30
7.1. 心のバリアフリーの取組.....	30
7.2. 情報バリアフリーの取組.....	32
8. 基本構想の推進に向けた取組.....	33
8.1. 基本構想の継続した取組.....	33
8.2. 推進協議会の設置.....	33
資 料.....	

1. 米子市バリアフリー基本構想について

1.1 基本構想改定の背景

本市は、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成21年2月に「米子市交通バリアフリー基本構想」（以下、「旧基本構想」とする。）を作成し、各施設管理者等の協力を得ながら市中心部の鉄道駅やバス、道路等のバリアフリー化を進めてきました。

国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全ての国民が共生する社会の実現をめざし、全国において更にバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月及び平成31年4月に施行されました。その後、令和2年6月には心のバリアフリーに係る施策などソフト対策等を強化するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

これらの背景をもとに、本市においてもより一層のバリアフリー化を進めていくため、旧基本構想を「米子市バリアフリー基本構想」に改定します。

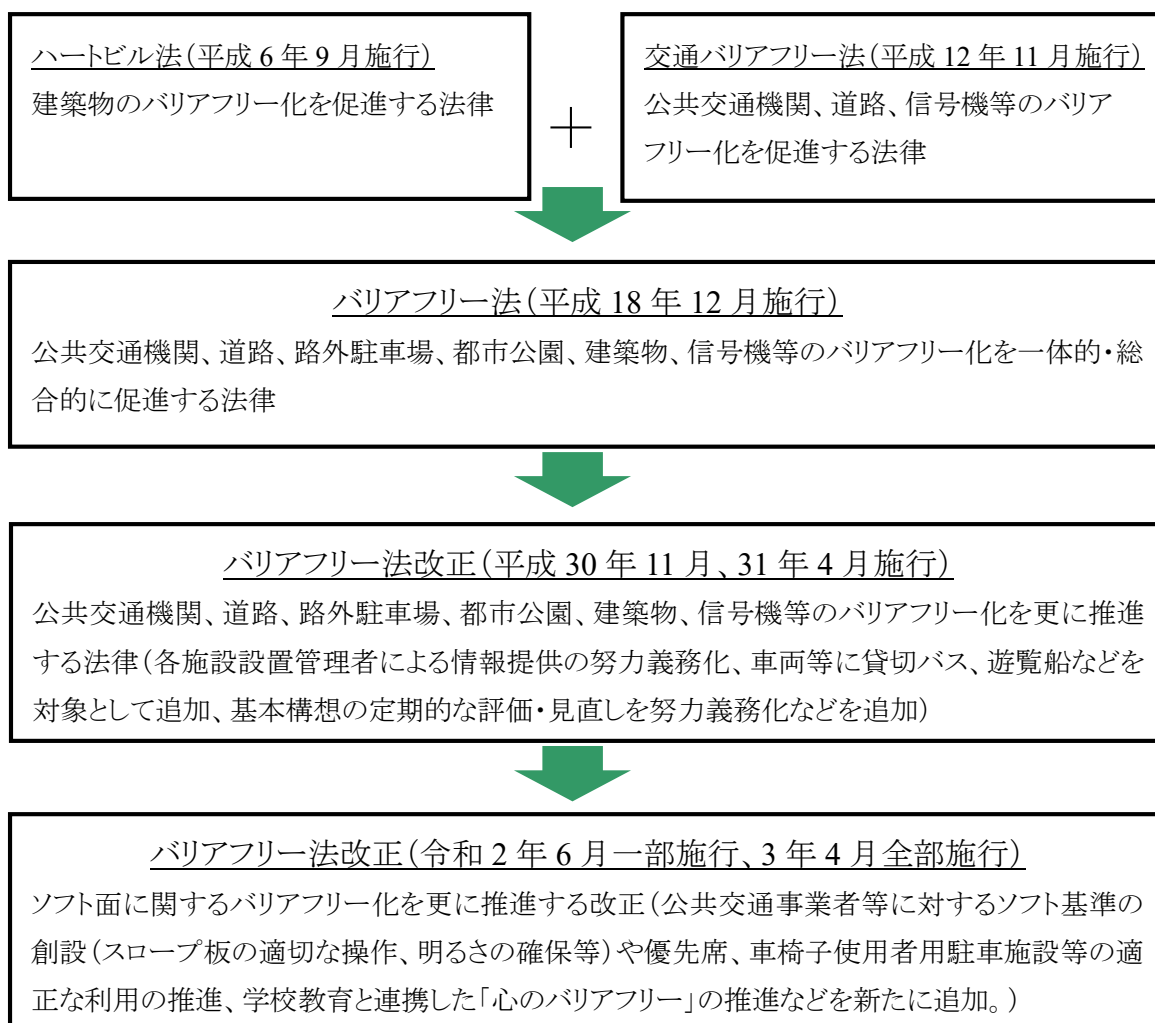


図 1.1 バリアフリーに関する法律の流れ

1.2バリアフリー法の概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進することとされています。また、施設が集積する地区では移動等の円滑化を推進する制度として、移動円滑化促進地区や重点整備地区を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る「移動円滑化促進方針（マスタープラン）」及び「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

基本理念

○バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会障壁の除去」に資することを旨として行わなければならない

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

○特定の施設での移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務

旅客施設及び車両等

路外駐車場

建築物

都市公園

道路

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

○市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 など

協議会

- ・市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者、学識経験者等により構成される協議会を設置
- ・基本構想の作成に関する協議や基本構想の実施に係る連絡調整を行うための場

協議

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定めた特定事業以外の事業の実施については努力義務

国による事業者等への支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 など

心のバリアフリーの推進等

○バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

図 1.2 バリアフリー法の概要

1.3 基本構想の位置付け

国の基本方針では、バリアフリー基本構想の作成にあたっては、市町村マスタープランとの調和を保つことや、関連する計画等との整合を図ることが必要とされています。

このため、米子市バリアフリー基本構想の改訂においては、バリアフリー法や国基本方針のほか、本市まちづくりの指針となる「まちづくりビジョン」をはじめとする上位・関連計画と整合を図りながら作成します。

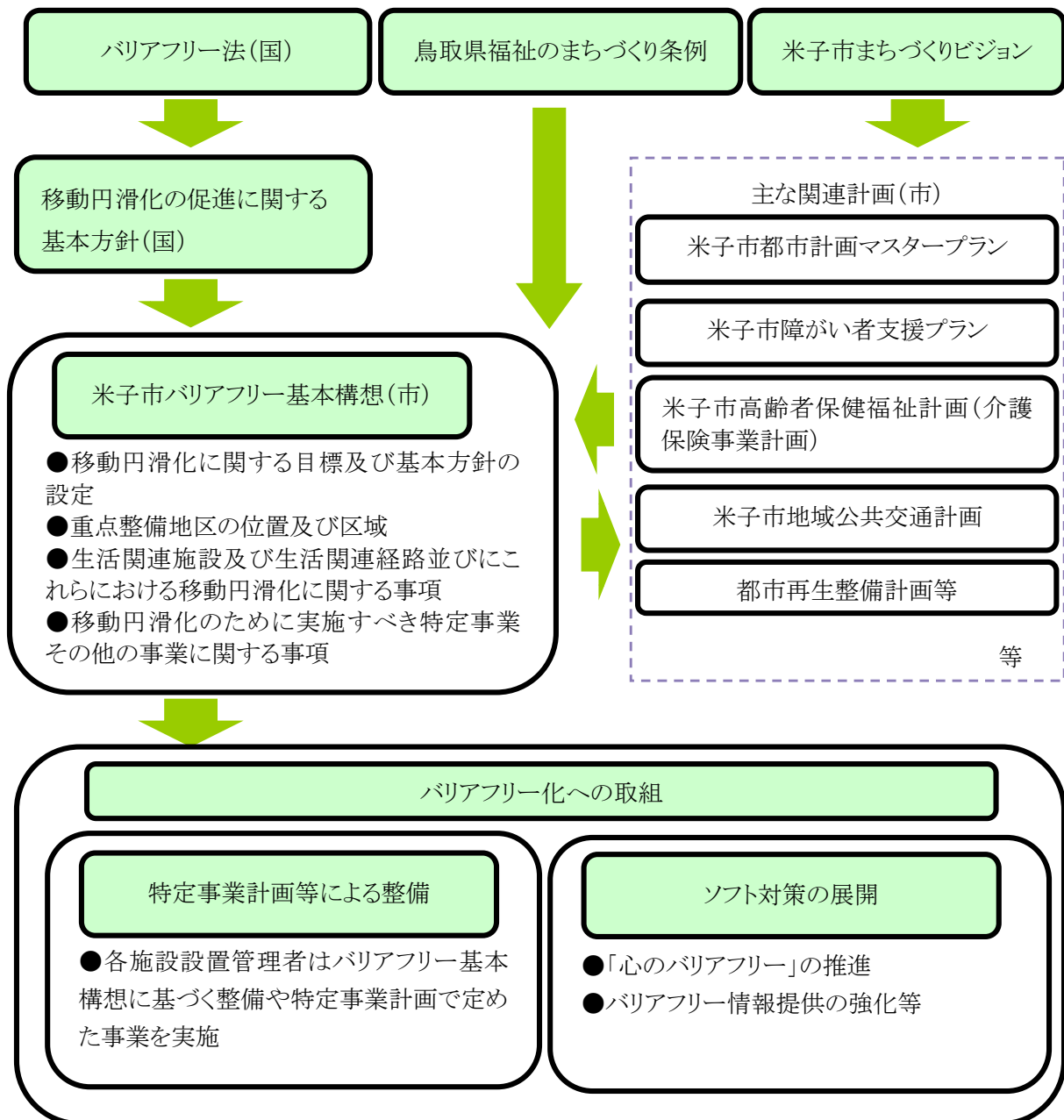


図 1.3 米子市バリアフリー基本構想の位置付け

1.4 計画期間

米子市バリアフリー基本構想の計画期間は、特定事業の実施等を視野に入れ令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、おおむね5年ごとに効果検証等を実施し、必要に応じて、バリアフリー基本構想の見直しを検討します。

本基本構想に基づく、移動円滑化に係るバリアフリー化促進については、基本構想の計画期間10年のうち、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年を「前期」、令和11年度（2029年度）から令和15年度（2033年度）までを「後期」として、特定事業等の実施に取り組みます。

西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
和暦	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	
【前期】					効果 検証	【後期】					効果 検証

【移動等円滑化の目標】(国において定められたバリアフリー化の目標)

目標期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間です。

1) 旅客施設

- 利用者3,000人/日以上、及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設については、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者用トイレについて原則100%の達成を目標とします。
- 鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、**地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化を図ります。**

2) 車両等

- 以下のバリアフリー化の達成を目標とします。

【国における車両等のバリアフリー化の目標】

車両の種類	2025年度末までの目標
鉄軌道車両	約70%
乗合バス車両	ノンステップバス 約80%
タクシー車両	約90,000台の福祉タクシー車両を導入 各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
旅客船	約60% 2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空機	原則100%

3) 道路

- 重点整備地区の主要な生活関連経路を構成する道路について、約70%達成を目標とします。

4) 信号機等

- 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機、音響機能付加信号機、エスコートゾーンについて、状況に応じて必要な部分に設置されるものについては原則100%の達成を目標とします。

5) 「心のバリアフリー」

- 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進します。
- 「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%とする目標値を設定します。
- 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%とします

2. 米子市の概況

2.1 現況整理

(1) 高齢化率の推移

平成17年度から比較すると令和2年度での65歳以上の人口は増加しており、高齢化率については約28.7%となっており、一般的に超高齢化社会とされている高齢化率21%を超え、高齢化が進んでいることが分かります。

表2.1 高齢化率の推移

項目	平成17年度	令和2年度	高齢化率
65歳以上人口	32,119人	42,337人	約28.7%
総人口	149,584人	147,317人	

出典：米子市統計書

(2) 障がい者手帳等登録数の推移

平成17年度から比較すると、令和元年度での各手帳登録数は増加しており、身体障がい者手帳登録数は約1.05倍、療育（知的障がい者）手帳登録数は約1.3倍、精神障がい者保健福祉手帳は約2.3倍となっています。

表2.2 障がい者手帳等登録数の推移

項目	平成17年度	令和元年度	増加率
身体障がい者手帳登録数	5,039人	5,288人	約1.05倍
療育(知的障がい者)手帳登録数	841人	1,118人	約1.3倍
精神障がい者保健福祉手帳登録数	681人	1,534人	約2.3倍

出典：米子市障がい者支援プラン

(3) 公共交通機関の利用状況

本市の主要な鉄道駅である米子駅の1日あたりの平均乗降者数は令和3年度時点で4,982人となっており、国の基本方針に示される重点整備地区の要件である1日あたりの平均的な利用者数3千人を上回っています。

平成19年度と令和3年度を比較した、1日あたりの平均乗降者数は大幅に減少していますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症流行の影響によるものであり、令和元年度までは7千人以上の利用者がありました。

表2.3 米子駅の日平均乗降者数

項目	平成19年度	令和元年度	令和3年度
乗車人数	8,056人	7,070人	4,982人

出典：西日本旅客鉄道(株)山陰支社

2.2 これまでの取組

旧基本構想では JR 米子駅及びその周辺道路などのバリアフリー整備を進めてきました。令和 5 年度までの主なバリアフリー整備の取組を整理します。

図2.1 重点整備地区及び整備状況

■ 駅舎に関する主な問題点

- エレベーターやエスカレーター、スロープがない。
- 屋内に車いす対応のトイレがない、トイレの使い勝手が悪い。
- 誘導案内施設の整備が十分でない。

(1) 鉄道

JR米子駅では、バリアフリー法に基づき、エレベーターの設置やバリアフリートイレの設置等の整備が実施されました。(令和5年度)

【主な取組】

- ・エレベーターの設置
- ・バリアフリートイレの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設

エレベーター設置

バリアフリートイレ設置

■ 車両等(鉄道・バス)に関する主な問題点

- 低床バス(ノンステップバス、ワンステップバス等)を積極的に導入する必要がある。
- 時刻表の改善等、わかりやすい運行情報の提供に努める必要がある。

(2) バス

路線バス等では、バリアフリーに配慮した低床バス車両の導入やサポートマネー等接遇のための職員研修が実施されました。(平成21年度～令和5年度)

【主な取組】

- ・低床バス車両の導入
- ・案内設備の整備や改善
- ・接遇研修の実施

低床バス車両の導入

接遇研修の実施

(3) タクシー

タクシーでは、バリアフリーに配慮したUDタクシーの導入やサポートマナー等接遇のための職員研修が実施されました。(平成21年度～令和5年度)

【主な取組】

- ・UDタクシーの導入
- ・接遇研修の実施

接遇研修の実施

■ 駅前広場に関する主な問題点

- 誘導案内施設の整備が十分でない。
- 車いす利用者用駐車スペースがない。

(4) 駅前広場

駅北広場及び駅南広場では、バリアフリー法に基づき視覚障害者誘導用ブロックが敷設されたほか、身障者用乗降場及び身障者用駐車場が設置されました。

(令和元年度)

駅北広場点字ブロック

駅北身障者用乗降場

■ 道路に関する主な問題点

1. 幅員不足により、バリアフリーの連続性が一部区間において確保されていない。
2. 路面状態や段差、勾配の整備改善が望まれる。
3. 視覚障害者誘導用ブロックの整備改善が望まれる。
4. 放置自転車、看板等によるバリアがみられる。

(5) 道路

旧基本構想で定めた特定経路等の一部のバリアフリー化整備を実施しました。(平成21年度～令和5年度)

【主な取組】

- ・歩道の傾斜や段差の改善
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設

歩道路面の改善

点字ブロックの敷設

■交通安全施設(信号機等)に関する主な問題点

- 音響信号機を増設する必要がある。
- 信号音、信号サイクルの改善を望む。

(6) 交通安全施設(信号機等)

高齢者、障がい者等の移動円滑化に係る信号機などの整備がされました。
(平成 21 年度)

【主な取組】

- ・音響信号(視覚障害者用付加装置)の整備
- ・歩車分離式信号の整備
- ・違法駐車取締強化

音響信号の整備

3. 高齢者、障がい者などの意見

3.1.ヒアリング調査等の実施

3.2.ヒアリング結果の概要

4. バリアフリー推進にあたっての

基本理念、基本方針

基本理念及び基本方針は、これまでのバリアフリー法改正や現状を踏まえ、これまでの理念及び方針を踏襲します。

4.1.基本理念

本市の将来像である「住んで楽しいまち よなご」の実現に向け、物理的、情報面、意識上などのバリア（障壁）をなくすことにより、だれもが安全で快適に暮らせるまちを目指し、市民、民間事業者、行政がそれぞれの責務を果たしながら、協力し合いバリアフリーのまちづくりを推進します。

【基本理念】

だれもが 安心して いつでも 自由に 出かけられる
安全で 快適な まちづくり

4.2.基本方針

上記の理念を達成するため、次のように4つの基本方針を定めます。

① だれもが利用しやすいバス・鉄道を目指します。

バス・鉄道は、米子市にいられた方、日常的な交通手段として利用している方にとって、安全で利用しやすいことが求められます。

このため、バス・鉄道において、だれもが安全に快適に利用できる車両や停留所・駅構内の段差の解消、スロープの設置などバリアフリー化を目指すとともに、案内・誘導・情報提供などの充実等のバリアフリー化を推進します。

② 安全で快適に移動できるまちを目指します。

日常生活における移動のネットワークの形成を目指し、道路、駅前広場、通路等の一般交通用施設や建物などの生活関連施設においても、すべての人に利用しやすい施設となるよう整備改善を進めます。

道路を一例にあげれば、段差や勾配の解消、歩行幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全で快適に移動できるまちの実現を目指します。

③ 心のバリアフリーを目指します。

バリアのないまちづくりを実現するためには、ハード整備(施設整備)だけでは十分でなく、安全な通行の妨げとなる歩道上の看板や放置自転車等の防止、市民への広報・啓発活動などを通して、だれもが差別を受けることのないように理解を深めていく必要があります。

④ 市民、事業者、行政の協働によってバリアフリー化を推進します。

だれもが安全で快適に移動できるまちをつくっていくためには、市民、事業者、行政の協力と連携が不可欠であり、高齢者や障がい者等の意見も反映させるため、計画段階から高齢者や障がい者等の参加が重要となります。また、移動ネットワークを効果的に形成するためには各行政機関及び関係事業者の役割を明確にし、連携や調整を図りながら整備を進めていく必要があります。

5. 重点整備地区の区域及び生活関連経路の設定

ここでは、重点整備地区の区域及び生活関連経路についての要件を示し、具体的設定を行うこととします。

5.1. 重点整備地区の要件

重点整備地区について、バリアフリー法第2条第21号に定めるほか、国の基本方針においても設定要件等が示されています。

重点整備地区の設定要件

①配置要件	<p>生活関連経路の所在地を含み、かつ、生活関連施設道互換の移動が通常徒歩で行われる地区であること。(法第2条第21号イ、同第20の2号イ)</p> <p>【国の基本方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 地区全体の面積がおおむね400ha(約2km四方の範囲)未満 生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること 当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること
②課題要件	<p>生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること(法第2条第21号ロ)</p> <p>【国の基本方針】</p> <p>当該地区における移動円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が必要であると認められる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況 土地利用や諸機能の集積の実態並びに将来の方向性 想定される事業の実施範囲、実現の可能性
③効果要件	<p>当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。(法第2条第21号ハ)</p> <p>【国の基本方針の概要】</p> <p>都市が有する様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められる地区。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能 消費生活の場を提供する機能 勤労の場を提供する機能

引用(参考):国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針」

5.2. 重点整備地区の区域設定

旧基本構想では、特定旅客施設である JR 米子駅から北側概ね 1km 圏域内の主要施設を含む街区や移動ネットワークの形成が期待できる街区を重点整備地区として区域設定し、バリアフリー事業に取り組んできました。改訂にあたっては、旧基本構想で定めた整備地区を基本とします。

(図—P20 参照)

5.3. 生活関連施設の要件

生活関連施設は、バリアフリー法第 2 条第 1 項第 23 号イにより、「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を対象としています。

また、バリアフリー法第 2 条第 19 号により、移動円滑化が特に必要な建築物として、特別特定建築物を政令で定めています。

生活関連施設は、施設の利用状況など地域の実情を踏まえ、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、基本構想を作成する市町村が定めるものとされています。

本基本構想では、生活関連施設の要件となる高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、JR 米子駅を最寄りとして立地している施設のうち、次のような考えに基づき生活関連施設を選定します。

(立地的要件)

- ・相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる施設
- ・JR 米子駅を中心とした徒歩圏（駅からおおむね 1,000 m）に立地する主要な施設

(選定の考え方)

- ・1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上である旅客施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市の主要な施設
- ・公共建築物を中心とした福祉・医療・文化教養施設
- ・民間施設については、施設間移動が想定される床面積 2,000 m²以上の病院、集配機能のある郵便局

5.4. 生活関連施設の設定

本基本構想の生活関連施設は、選定の考え方をもとに旧基本構想で定めた施設と同様の以下の 9 施設とし、JR 米子駅を特定旅客施設、他の 8 施設を特別特定建築物と設定します。

- ① JR 米子駅
- ② 米子郵便局
- ③ 県西部総合事務所
- ④ 米子合同庁舎
- ⑤ 米子市役所
- ⑥ 米子福祉保健総合センター（ふれあいの里）
- ⑦ 鳥取大学医学部附属病院
- ⑧ 米子コンベンションセンター
- ⑨ 米子文化ホール

5.5. 生活関連経路の要件と選定の考え方

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」（バリアフリー法第2条第1項第23号イ）とされています。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動円滑化基準に適合しているか否か（既に移動円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけすることができます。

本基本構想では、重点整備地区において生活関連施設間を結び、バリアフリー化の取組の必要のある経路を、地形的制約や、当事者の意見及び旧基本構想の経路を踏まえて、次のような考えに基づき選定します。

(選定要件)

- ・原則、生活関連施設の相互間の経路
- ・生活関連経路のネットワーク(連続性)を構築するために必要な経路
- ・当事者や市民の意見、地形的制約などを考慮して選定

5.6. 生活関連経路の選定

生活関連経路は、以下の施設を結ぶ経路として設定します。(図—P20 参照)

1. JR 米子駅から市役所

主要地方道米子停車場線	エ
市道富士見町東町線	ク
市道加茂町東町1号線	コ

2. JR 米子駅から米子福祉保健総合センター

主要地方道米子停車場線	エ
国道9号	ア
市道米子西高校線	カ

3. JR 米子駅から鳥取大学医学部附属病院

主要地方道米子停車場線	エ
主要地方道米子境港線	ウ

4. JR 米子駅から県西部総合事務所

県道米子広瀬線	オ
---------	---

5. JR 米子駅から米子コンベンションセンター

県道米子広瀬線	オ
市道久米町末広町通り線	シ
市道末広町東町線	ソ

6. 米子文化ホールから鳥取大学医学部附属病院
- | | |
|-------------|---|
| 市道久米町末広町通り線 | シ |
| 国道9号 | ア |
| 主要地方道米子境港線 | ウ |
7. 米子文化ホールから合同庁舎
- | | |
|-------------|---|
| 市道久米町末広町通り線 | シ |
| 市道東町南1号線 | サ |
| 市道富士見町東町線 | ク |
8. 県西部総合事務所から米子福祉保健総合センター
- | | |
|----------|---|
| 国道181号 | イ |
| 市道米子西高校線 | カ |
9. 米子合同庁舎から米子福祉保健総合センター
- | | |
|-----------|---|
| 市道富士見町東町線 | ク |
| 国道181号 | イ |
| 市道電通通り土橋線 | キ |
| 国道9号 | ア |
| 市道米子西高校線 | カ |
10. 鳥取大学医学部附属病院から米子合同庁舎
- | | |
|-----------|---|
| 市道西町通り線 | セ |
| 市道中町灘町線 | ス |
| 市道中町東町1号線 | ケ |
11. 米子駅北側から米子駅南側
- | | |
|----------------------|---|
| 都市計画道路米子駅南北自由通路 | タ |
| 都市計画道路米子駅目久美町線（駅南広場） | チ |

■生活関連経路

記号	種別	路線名
ア	国	国道9号
イ	県	国道181号
ウ	県	主要地方道米子境港線
エ	県	主要地方道米子停車場線
オ	県	県道米子広瀬線
カ	市	米子西高校線
キ	市	電電通り土橋線
ク	市	富士見町東町線
ケ	市	中町東町1号線
コ	市	加茂町東町1号線
サ	市	東町南1号線
シ	市	久米町末広町通り線
ス	市	中町灘町線
セ	市	西町通り線
ソ	市	末広町東町線
タ	市	都市計画道路米子駅南北自由通路
チ	市	都市計画道路米子駅目久美町線（駅南広場）

(図を挿入)

6. 特定事業計画

6.1. 基本的な考え方

(1) 特定事業について

特定事業は、重点整備地区において必要となるバリアフリー化のために実施される事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業があり、それ以外のバリアフリー化事業はその他の事業としています。

(2) バリアフリー化の整備目標

重点整備地区における生活関連経路のバリアフリー化の整備目標を次のように設定します。

■バリアフリー化の整備目標

◆短期施策

- ・ 早急に実施すべき事業は、短期施策として、バリアフリー法の目標年次である令和10年(2028年)を事業完了の目標年度として設定し、実現可能なものから順次取り組んでいきます。

◆中期施策

- ・ 重点整備地区が、中心市街地活性化基本計画の区域内に含まれ、この計画と整合を図るため、令和15年(2033年)を次の事業完了の目標年度として設定します。

◆長期施策

- ・ 現段階において令和15年(2033年)までに完了させるのが困難であることが想定される事業については、長期施策として、可能な限り早期の着手を目指すこととします。

(3) 事業の種別

重点整備地区において今後必要となるバリアフリー整備について、次の事業区分に沿って具体的内容を整理します。

- ◆公共交通特定事業（鉄道、バスに関する事業）
- ◆道路特定事業（道路に関する事業）
- ◆交通安全特定事業（信号機、駐車行為取り締まり等に関する事業）
- ◆その他の事業（駅前広場等に関する事業）
- ◆教育啓発特定事業（教育活動、啓発活動）

(3) 特定事業整備方針

鉄道事業者

整備方針

- ・ アナウンス等情報の提供を分かりやすくし、また社員の接遇を向上させる。
- ・ バリアフリー車両を導入する。

主な整備内容

- ・ 社員教育の強化
- ・ バリアフリー車両の増設

バス事業者

整備方針

- ・ 分かりやすいバス停の時刻表に改善する。
- ・ 分かりやすい行き先表示に改善する。
- ・ バリアフリー対応車両を導入する。
- ・ 社員の接遇を向上させる。

主な整備内容

- ・ 時刻表の文字を大きくし、ノンステップバス等の分かりやすい表示
- ・ 行き先表示を後部にも設置
- ・ バリアフリー対応車両の導入
- ・ 社員教育の強化

タクシー事業者

整備方針

- ・ 福祉車両導入の努力をする。
- ・ 利用者の移動の円滑化のため社員の接遇を向上させる。

主な整備内容

- ・ 点字の表記
- ・ 筆談を可能にする用具の搭載
- ・ 社員教育の強化

道路特定事業者

整備方針

- ・ 歩行者が安全・安心で円滑に移動できるように道路の整備改善を行う。
- ・ 適切な維持管理に努める。
- ・ 路上の障害物（通行に支障となる駐輪自転車・看板等）の撤去指導を行う。

主な整備内容

- ・ 歩道路面の適切な維持管理
- ・ 点字ブロックの整備、改善
- ・ 段差及び勾配の改善
- ・ 街路樹（植栽ブロックを含む）の適切な管理

交通安全特定事業者

整備方針

- ・ 高齢者、障がい者が渡りやすい信号機を整備する。
- ・ 迷惑駐車や駐輪の追放をする。

主な整備内容

- ・ バリアフリー対応型信号機を整備
- ・ 信号音、信号サイクルの改善
- ・ 迷惑駐車や迷惑駐輪の取締りの実施及び啓発活動

6.2.事業の内容

(1) 公共交通特定事業

■鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社）

整備内容	実施期間		
	短期	中期	長期
	R10年まで	R11～15年	R15年以降
バリアフリー対応車両への更新又は改良	○	○	○

■バス事業者（日ノ丸自動車株式会社・日本交通株式会社）

整備内容	実施期間		
	短期	中期	長期
	R10年まで	R11～15年	R15年以降
ノンステップバス導入（車いす2台以上の固定装置のある車両）	○	○	○

(2) 道路特定事業

■国

路線名	整備内容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
一般国道9号				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○
	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	歩道内の段差の改善	○	○	○
	街路樹（植樹柵含む）の適切な管理	○	○	○
	路上障害物（不法占用・駐輪自転車）の撤去指導	○	○	○

■ 県

路線名	整備内容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
一般国道181号				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○
	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	街路樹(植樹柵含む)の適切な管理	○	○	○
米子境港線				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○
	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	歩道内の段差の改善	○	○	○
	街路樹(植樹柵含む)の適切な管理	○	○	○
米子停車場線				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○
	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	歩道内の段差の改善	○	○	○
	路上障害物(不法占用・駐輪自転車)の撤去指導	○	○	○
	街路樹(植樹柵含む)の適切な管理	○	○	○
米子広瀬線				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○

	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	歩道内の段差の改善	○	○	○
	街路樹(植樹柵含む)の適切な管理	○	○	○

■市

路線名	整備内容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
市道米子西高校線				
	歩道の拡幅を含めた整備	○	○	○
市道電通通り土橋線				
	歩道路面の整備	○	○	○
	点字ブロックの整備	○	○	○
市道富士見町東町線				
	歩道路面の整備	○	○	○
	点字ブロックの整備	○	○	○
市道中町東町1号線				
	歩道路面の整備	○	○	○
	点字ブロックの整備	○	○	○
市道加茂町東町1号線				
	歩道の未設置部分の整備	○	○	○
市道東町南1号線				
	歩道路面の整備	○	○	○

	点字ブロックの整備	○	○	○
市道久米町末広町通り線				
	歩道路面の整備	○	○	○
	点字ブロックの整備	○	○	○
市道中町灘町線	(国道9号側一部)			
	歩道路面の整備	○	○	○
	点字ブロックの整備	○	○	○
市道西町通り線				
	歩道の拡幅を含む整備	○	○	○
市道末広町東町線				
	歩道路面の点検及び改善	○	○	○
	点字ブロックの点検及び改善	○	○	○
	歩道内の段差の改善	○	○	○
	路上障害物(不法占用・駐輪自転車)の撤去指導	○	○	○
	街路樹(植樹柵含む)の適切な管理	○	○	○

※ 改善については、部分的な補修工事を中心となり、整備については、ある程度延長がある工事とし、歩道路面の整備には段差解消や街路樹の適切な管理を含んだ工事となります。

(3) 交通安全特定事業

管 理 者	整 備 内 容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
公安委員会				
	音声信号機の増設	○	○	○
	押しボタン信号機の押しボタン位置の整備	○	○	○
警 察				
	違法駐車車両の取締り	○	○	○
	自転車利用者における指導取締	○	○	○

(4) その他の事業

■ 駅前広場・市役所庁舎

管 理 者	整 備 内 容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
米子市				

(5) 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業では、学校と連携したバリアフリーに関する教育活動の実施や、公共交通事業者による従業員の接遇研修、施設利用におけるマナー向上のための啓発など、ソフト面での取り組みを行い、高齢者や障がい者等への理解をより一層深めていきます。

管 理 者	整 備 内 容	実施期間		
		短期	中期	長期
		R10年まで	R11～15年	R15年以降
米子市	バリアフリー教室の実施	○	○	○
公共交通事業者	従業員を対象とした接遇研修	○	○	○
米子市 公共交通事業者	バリアフリースイートイレや優先席、車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示	○	○	○

7. ソフト面での取組

7.1. 心のバリアフリーの取組

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が安心して日常生活や社会生活ができるようになるためには、施設整備だけではなく、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」が重要です。

本市では、小学校の「総合的な学習」においてバリアフリー教育を行っているほか、公共交通事業者においても、職員を対象としたバリアフリー教育を実施しています。

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から協力し、「心のバリアフリー」を進めていきます。

(1) 市民による取り組み方針

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性を理解し、思いやりのある行動が必要です。心のバリアフリーを実践するために次のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆障がい者理解講座やバリアフリー教室等の開催・参加等により、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性への理解に努めます。
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの上や周囲に支障物を置かない、健常者がハートフル駐車場に駐車しない等、マナーに気を付けます。
- ◆自動車やバスの中で立っている高齢者や障がい者、乳幼児連れ等を見かけたら、声をかけて席を譲ります。
- ◆駅やバス停、ショッピングセンター等で困っている様子の人を見かけたら、声をかけます。

(2) 事業者による取り組み方針

日常的に高齢者や障がい者、乳幼児連れ等と接する機会が多い事業者は、利用者の立場でサービスのあり方を考え、実践していくことが必要です。心のバリアフリーを実践するために以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆高齢者や障がい者、乳幼児連れ等の特性や必要な配慮について学ぶためのバリアフリー教育を実施し、接遇や介助水準を向上します。
- ◆音声・触知図案内板、筆談やコミュニケーションボード等、それぞれの障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の提供を行います。
- ◆リーフレットの配布やパネルの掲出等による白杖 SOS シグナル、点字ブロックの日等の普及啓発の取り組みを継続して行います。

(3) 行政による取り組み方針

行政は、市民や事業者による取り組みが促進されるよう、以下のような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆各種学校や地域でのバリアフリーについての学習機会を提供します。
- ◆市広報誌や市公式ウェブサイト等を通じて、バリアフリーに関する活動紹介を行い、バリアフリーの意識を醸成します。
- ◆窓口業務等において、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションツールの提供を行います。

7.2. 情報バリアフリーの取組

■情報バリアフリーとは

高齢者や障がい者を含むすべての人が、情報通信を利用できるようにすることで、インターネットからの情報を受け取るまでの過程(アクセシビリティ)の確保や、文字の大きさや色合い、音声によるガイダンスといったインターフェイスの充実も必要とされています。

(1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障がい者等が利用可能な施設や経路を選択できるようにするためには、これらの施設や経路が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であるとされています。鳥取県では、高齢者や障がい者等の社会参加の一助として、県内公共的施設や集客施設等のバリアフリー施設情報等を、スマホやパソコン上の地図に表示した「とっとり UD マップ」により提供しています。

本市においても、「とっとり UD マップ」を充実させるため、施設管理者等に対してバリアフリー情報の提供を促進します。

施設管理者等に提供を求めるバリアフリー施設情報

項目	内容
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車場・ハートフル駐車場の有無 ●車いす用・ハートフル駐車場の屋根の有無
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口までのスロープ等の段差解消 ●出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの有無
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●自動ドアの有無 ●音声案内装置等の有無
屋内	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす対応エレベーターの有無 ●休憩スペース・キッズスペース・授乳室の有無 ●車いす使用者用の客室(ホテル・旅館)、浴室の有無 ●劇場等の車いす使用者用客席の有無
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用トイレの有無 ●オストメイト用設備の有無 ●大型ベッド・ベビーチェア・ベビーベッドの有無
運営面	<ul style="list-style-type: none"> ●手話言語対応者、筆談ボード設置の有無 ●車いす・ベビーカーの貸出の有無 ●とっとり UD 認証施設 ●とっとり子育て応援パスポート協賛店 ●高齢者割引・障がい者割引情報

※とっとり UD マップ登録項目の一部を抜粋して掲載

8. 基本構想の推進に向けた取組

8.1. 基本構想の継続した取組

基本構想に即し、バリアフリーを円滑かつ確実に進めて行くため、各特定事業者が具体的な事業計画を作成し、事業実施していくこととなりますが、一過性の取り組みでなく、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図るため連絡、調整の場を設置することや、公共施設のみならず、民間にも呼びかけ、建物へのバリアフリー化を促すことも必要です。

8.2. 推進協議会の設置

米子市バリアフリー基本構想に基づき、実施された事業の成果について評価を行い、事業の進捗状況の確認や、新たな課題などの取組みについて検討を行います。

